



# アテネウム 利用規約と条件、規則遵守と守秘契約

日本語訳

2018年10月

利用規約と条件、規則遵守と守秘契約は専門家とアテネウム・パートナーズ有限会社及び当社の全ての子会社・関連会社、特に以下の事業体との業務関係を規定するものである—アテネウム・パートナーズ・アジア有限会社（香港）、アテネウム・パートナーズ（上海）、アテネウム・パートナーズ有限会社（中国）、アテネウム・パートナーズ・ラテンアメリカS.A.（チリ）、アテネウム・パートナーズ（プライベート）有限会社（パキスタン）、アテネウム有限会社（英国）、そしてアテネウム・パートナーズ有限会社（アメリカ）（これ以降これらをまとめて「アテネウム」と表記する）。この契約は法的拘束力を持つものとして契約者双方により尊重されるべきものである。専門家とは、特殊な専門知識を持ちアテネウムの顧客にその専門知識を授ける用意のある個人のことである（以下「専門家」と称する）。

## 1. 当契約の内容

- 1.1 この利用規約と条件、規則遵守と守秘契約を受諾することにより、専門家はアテネウム専門家プラットフォーム（AEP）に参加することに承諾したこととする。AEPとは特殊な専門知識を持ちその専門知識をアテネウムの顧客に授ける用意のある個人からなるネットワークのことである。
- 1.2 アテネウム専門家プラットフォームに登録する専門家は、自ら提供した自分の個人情報が正しいことを請け合い、アテネウムとその顧客に誤った情報あるいは誤解を招く恐れのある情報を提供しないことを誓う。

## 2. インタビュー要請の受諾と拒否

- 2.1 専門家は案件ごとにインタビュー業務を行うかどうかを決定する。その際、自らの利益と相反関係にないインタビュー要請、また自らが第三者に負う法的あるいは契約上の義務に離反することのない問題に関する要請のみに応えることができる。
- 2.2 自らの利害と相反関係にある問題に関する知識を提供しない権利を専門家は有する。
- 2.3 専門家は財政顧問あるいは投資顧問として登録または就労していないこと、そして財政顧問あるいは投資顧問の仲介者、代理人、あるいは代表者として行動することがないことをここに確約する。専門家は投資、法律、医療、会計、その他法により規制されている分野に関する助言を与えないことを約束する。この義務に明確に関係して、専門家はいかなる種類の証券に関しても協議したり（その購入、売却、他の形態の取引を）推薦したりしない。

## 3. 自営と報酬

- 3.1 専門家はアテネウムの従業員ではなく、また主にアテネウムのために就労しているのではないことをここに確約する。専門家の収入にかかる税、また社会保障機関への支払いは専門家のみにかかる責任である。
- 3.2 報酬はアテネウムとの協議によりプロジェクトごとに定められる。専門家はインタビュー業務を行った時から八週間以内に専門家支払詳細書（EPD）あるいはインタビューに関わる商業



# Atheneum

---

送り状を提出する。インタビューの際には最初の十分間の話し合いで専門家及び顧客はプロジェクトの範囲を明確にする。最初の十分間で（専門家か顧客のどちらかの判断により）インタビュー要請が打ち切られるような場合にはアテネウムからの支払いはなされない。

- 3.3 インタビュー時より数えて八週間以内に商業送り状あるいはEPDを提出しなかった場合、専門家は支払い請求を行う権利を失う。支払いにかかる費用は専門家により担われる。アテネウムから支払いを得るために有効な商業送り状とは、正しく記載されたEPDに記載されたものである。銀行口座に関する情報が誤って提供された場合には、誤った取引に関する費用を賄うためアテネウムは一律25ユーロを専門家に課することができ、またこの費用を専門家報酬から差し引くことができる。

## 4. 機密、規則遵守と守秘契約

- 4.1 一つの顧問業務が終了したのちに顧客によりあるいはアテネウムにより伝達された或いは取得可能となったすべての機密情報に関して、専門家はこの機密を守る。
- 4.2 専門家はいかなる状況においても、法令及び規則により守られた情報、或いは機密にされるべき情報に関して自らが知っていることを明かしたり、他に提供したりすることは許されない。
- 4.3 専門家はいかなる状況においても、機密情報を関係者間で協議決定された以外の目的で使用したり、証券取引法に違反する形で使用したりしてはならない。
- 4.4 本契約が意味する機密情報とは(a)すべての口頭で交わされた、或いは文書に記載された業務上の機密、書類、また他の情報や資料のことで、専門家がそれを使ってプロジェクトを執行するよう任されているものであり、機密の旨がその上に記載されているか、その内容から機密性が生まれるか、或いは他の状況の結果その機密性が生まれるかとするものである；また (b)委託されたサービス及び他の業務の結果のことである。
- 4.5 専門家は直接或いは間接に得られたすべての機密情報を極秘に取り扱い、事前に書面の形で得られたアテネウムの許可なしにはこれを第三者に漏らすことはないことをここに確約する。この規則の例外となるのは、専門家がこれら機密情報を公権力に開示することが関連法により命ぜられている場合で、この場合専門家はこのことをアテネウムに事前に通知する必要がある。
- 4.6 専門家が委託されてプロジェクトを執行する際に使用する、口頭で交わされたすべての業務情報、文書、他の資料は機密であり、書面によるアテネウムの事前許可なしに第三者にこれを漏らしたり、第三者とこれを分かち合ったりしてはならない。発行された文書、業務上の文書や資料は返還されるか、アテネウムからそう要請された場合には棄却されることになっている。アテネウムが棄却証明を要請することもある。

## 5. 個人情報

- 5.1 専門家の個人情報処理に関する詳しい情報は<https://atheneum-partners.com/ap-files/>に記載



載されている。

## 6. 著作権及び録音許可

- 6.1 顧問という枠組みの中で専門家が提供したサービス及び業務の結果に関するすべての権利はアテネウムのみが有する。すべてのデータ搭載物を含む関連文書は、それらが作成された時点でアテネウムの所有物となる。これらの成果物にはその著作者或いは関連する専門家の名前が備わっていないなければならない。
- 6.2 専門家に関しては、その業務の結果への権利はアテネウムがそう判断した場合にはアテネウムがすべて持つか、アテネウムの判断により他者にそれを使う権利を与えるか、或いはこれもアテネウムの判断によっては第三者にそれを使用する権利を与える。
- 6.3 アテネウム製品の改良のため、また、アテネウム従業員を訓練するため、つまり品質維持の目的のためにアテネウムは専門家との面談や会話を筆記する権利を持つが、専門家はこのことに明確な形で同意を与える。すべての参加者の名前はいかなる場合においても公開されず、すべての情報はアテネウムの個人情報保護方針に従って扱われ処理され、また個人情報は使用される前に削除される。筆記の目的で録音された記録は一事業日中に削除される。

## 7. その他

- 7.1 アテネウムは利用規約と条件、規則順守と守秘契約を時に応じて変更する権利を有するが、変更の際には新契約をアテネウムのウェブサイト掲載する。このような形での専門家への発表と通知を持ってすべての変更は有効となるが、専門家は発表後四週間以内に反対の旨を書面において通知できる。専門家が反対の場合、アテネウムはその専門家の登録を取り消し、AEPへの参加を取り消すことができる。
- 7.2 アテネウムと専門家双方は特段の理由なくAEP参加を取り消す権利を有し、取り消した場合その効果は直ちに生ずる。
- 7.3 利用規約と条件、規則遵守と守秘契約の中の幾つかの項目が無効である場合にも、利用規約と条件、規則遵守と守秘契約の残りの項目は有効のままとどまる。しかしながらそのような場合には、無効な項目を直ちに取消してなるべくその内容に近い、合法的な項目を代わりに設置することに、アテネウムと専門家の双方は賛成する。

